

第3次あいとぴあレインボープラン

(狛江市地域福祉計画)

進捗管理

平成 27 年度報告書

平成 28 年 12 月

狛 江 市

目次

序章	はじめに		
1	進捗管理		1
2	本報告書の構成		1
3	進捗評価の方法		2
4	進捗評価の流れ		5
第1章	進捗状況シート		
1	進捗状況シート(平成27年度末現在)		9
2	対象者別計画上の取組内容対照表		27
第2章	平成29年度末までの取組予定シート		37
第3章	今後の取組み		
1	評価結果のまとめ		49
2	取組みの推進に向けて		50

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、平成 24 年 3 月に第 3 次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）（以下「本計画」という。）を策定し、「人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた 3 つ施策の体系を設定し、市民福祉の基本理念の実現のため、市民の人権の尊重という観点に立ち、地域福祉の推進を市民と一体となって取り組む必要があります。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組み状況について、狛江市福祉基本条例第 26 条第 1 項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

（1）進捗状況シート

① 進捗状況シート（平成 27 年度末現在）

本計画の 3 つの重点施策と基本理念を踏まえた 4 つの施策の体系を支える施策の方向性ごとに平成 27 年度末までの取組み、課題及び評価を記載します。また、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を示し、次年度の施策の実施に反映させていきます。

② 対象者別計画上の取組内容対照表

施策の方向性に関する事業の中には、対象者別計画である高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業と重複するものがあり、このような取組みについては、高齢者保健福祉計画進捗管理平成 27 年度報告書及び障害者計画進捗管理平成 27 年度報告書において、それぞれ進捗評価を行っていることから、この評価結果を踏まえ、進捗を評価する必要があります。

このため、施策の方向性ごとに対象者別計画上の取組内容を示した対照表を示しています。

（2）平成 29 年度末までの取組予定シート

本計画の計画期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 か年とされていましたが、しかし、対象者別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障害者計画・障害福祉計画は計画期間が 3 年であることから、地域福祉計画の基本理念や基本方針と対象者別計画の整合を図るためには地域福祉計画の計画期間を 6 年とする必要があります。本計画の計画期間については、狛江市市民福祉推進委員会の了承を得て、1 年間延伸し、平成 29 年度までとしました。

なお、計画期間を1年間延伸するにあたり、狛江市民福祉推進委員会から計画期間終了時までの取組予定を示すべきというご意見をいただきましたため、本計画の3つの重点施策と基本理念を踏まえた4つの施策の体系を支える施策の方向ごとに平成27年度末までの取組、平成28年度取組及び平成29年度末までの取組（予定）を記載します。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組みの強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおりの評価基準とします。

(1) 評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

まず、施策の方向性に関する事業の中には、対象者別計画である高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業と重複するものがあるため、重複しているものについては、「対象者別計画上の取組内容対照表」の高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の欄に平成27年度進捗管理報告書における各進捗結果を記載しております。

次に、対象者別計画に位置付けられていない地域福祉計画独自の事業については、「対象者別計画上の取組内容対照表」の独自の取組欄に進捗結果を記載しています。この評価は、まず事業担当課が進捗を記入し、その後必要に応じて地域福祉課が事業担当課にヒアリング等を実施し、評価の公平性を担保します。

最後に、施策の方向性の評価は、該当する対象者別計画の高齢者保健福祉計画及び障害者計画上に位置づけられている施策の事業の進捗結果と対象者別計画に位置付けられていない地域福祉計画独自の事業の進捗結果について、進捗結果がAの場合は3点、Bの場合は2点、Cの場合は1点、Dの場合は0点として配点し、その合計の平均値を評価基準に照らして最終的な評価とします。

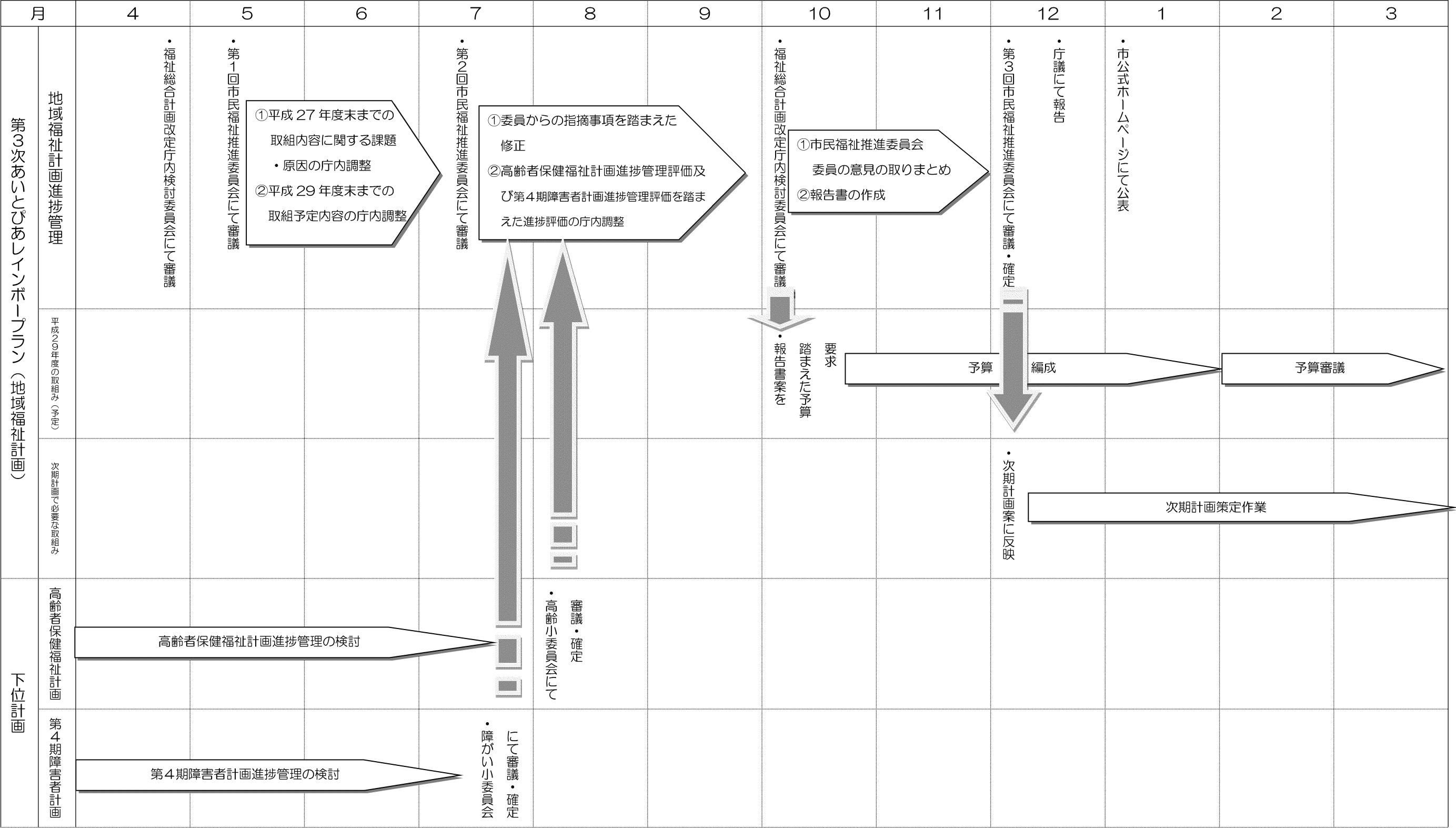
(2) 評価基準

評価基準	評価内容	平均値※
A	進捗している 例：前年よりもより一層取組みを強化 年次目標どおり取組みを進捗できた	3以下 2.5 以上
B	現状維持 例：前年同様の取組みを実施 (年次目標が現状維持で設定されていた場合を含む。)	2.5 未満 1.5 以上
C	あまり進捗していない 例：前年同様の取組みも行えなかったが、来年度は行う予定 年次目標どおりの進捗ができなかった	1.5 未満 0.5 以上
D	まったく進捗していない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない	0.5 未満 0 以上

※ 対象者別計画上の取組内容対照表の「施策の方向性」の進捗評価を算出する際の点数

4 進捗評価の流れ

平成 27 年度の地域福祉計画の進捗管理は、本計画で初めての進捗評価のため、第 1 回及び第 2 回市民福祉推進委員会で進捗評価の方法を審議した後、次表のとおり下位計画の進捗管理評価を踏まえ、第 3 回市民福祉推進委員会において進捗評価を審議確定いたしました。なお、平成 29 年度末までの取組み（予定）については、福祉総合計画改定庁内検討委員会での審議を踏まえて、報告書案を踏まえた予算要求を行っております。また、次期計画で必要な取組みについては、次期計画案に反映させ、次期計画の策定作業を行います。



第1章 進捗状況シート

1 進捗状況シート（平成27年度末現在）

進捗状況シート（平成27年度末現在）

重点施策					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成27年度末までの取組み	課題	評価
（１）災害時要援護者支援体制の整備	災害時要援護者の把握、自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり、福祉避難所の設置、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくりなど、狛江市地域防災計画との連携を確保しながら、災害時における要援護者支援体制を整備します。	●避難行動要支援者名簿作成 ●地域組織・福祉関係者との協定締結 ●福祉避難所の設置 ●避難後のケア体制づくり	●避難行動要支援者（＊１）登録者数3,728人（参考：平成28年２月１日現在避難行動要支援者全体数9,817人） ●狛江消防署、調布警察署、社会福祉法人３法人（社会福祉協議会、狛江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結 ●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結 ●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結 ●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年８月４日時点で11団体） ●福祉避難所の運営を障がい者団体連絡協議会防災ネットと協議 ●総合防災訓練における福祉避難所の試験的实施（平成27年度初実施） ●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結 ●ヘルプカードの作成・普及（平成28年３月31日現在607人） ●視覚障がい者用ベスト、聴覚障がい者用ベストの作成・配布	●避難行動要支援者登録者数が対象者全体の38％程度にとどまっている。 ●避難行動要支援者登録者数の情報更新までできていない。 ●協定締結先がまだ一部の自治会・町会、事業所にとどまっている。 ●福祉避難所運営について、協議のみで具体的な手法が固まっていない。	A

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（２）情報提供・相談支援体制の充実	※１（１）情報提供の充実 社会福祉の制度の変化で、常に最新の情報を提供する必要があります。また、情報を必要とする人に対して分かりやすい内容であることが求められます。 一方、ICT（情報通信技術）の発展により、パソコンや携帯電話など、さまざまな媒体により情報を得ることが日常化しつつあり、対象者によって新たな手法による情報提供も進めていく必要があります。 これらを踏まえ、誰にでも分かりやすく、必要な情報が行きわたるよう、情報提供の仕組みを充実していきます。	【市】 ●「広報こまえ」、市ホームページ、冊子、パンフレット、回覧板の活用など、対象者を意識した分かりやすい情報提供の実施 ●情報ニーズの的確な把握による提供する情報内容の定期的な見直しの実施 ●専門性の高い情報提供に向けた関係機関等との連携確保 ●地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 ●市民団体が主催する学習会に市の職員等が講師として出向く「まなび講座（＊２）」の充実など、対話型情報提供の推進 【地域】 商店、医療機関、銀行や郵便局、自治会・町内会等の地域組織など、地域住民に身近な場所での情報提供への協力 【各種団体】 会員活動を通じた会員への情報提供	●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成 ●ココシルこまえによる情報提供 ●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施 ●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携 ●自治会・町会等との連携 ●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 ●「まなび講座」の実施	●自治会・町会に協力していただき社会福祉に関する情報を地域住民に回覧等により提供しているが、その他商工会、商店街等との連携が進んでいない。 ●「まなび講座」などによる対話型情報提供が十分とはいえない。	B
＊１ ①75歳以上のひとり暮らしの世帯の高齢者、②75歳以上のみの世帯（同居を含む。）の高齢者、③身体障害者手帳、愛の手帳（知的障害者手帳）、精神障害者保健福祉手帳の取得者、④介護保険要介護３以上の認定を受けており、かつ、介護施設に入所していない者、⑤難病の指定を受けている者等をいう。 ＊２ 市民等が構成する団体が主催する学習会に市職員又はこの事業の趣旨を理解し協力する者が講師として出向き、市政の内容や市民が必要とする情報について、職務等で得た知識や技術をもって提供する専門的な学習等を行うことをいう。					

進捗状況シート（平成27年度末現在）

(2) 情報提供・相談支援体制の充実	※1 (2) 相談体制の充実 福祉ニーズの多様化とともに、専門性の高い相談内容も増え、一つの問題に複数の事情が起因していることなど、一つの専門機関だけでは対応できないケースが増えています。さらに、地域とのつながりの希薄化で問題が潜在化していることも考えられます。 これらを踏まえ、きめ細かな対応ができるよう職員のスキルの向上や専門性の高い相談員の配置など、福祉全般に係る相談機能を充実していきます。 また、制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方についても、検討を進めます。	【市】 ●関係各課の連携による相談窓口の一覧表やパンフレット等の作成など、相談窓口の周知の強化 ●ホームページを活用した相談や出張相談の実施など、気軽に相談できる仕組みづくりや相談窓口まで来ることが困難な人への支援 ●専門性の高い相談員の配置や専門機関との連携強化など、相談対応体制の充実 ●相談内容を共有、継続できる仕組みの構築 ●複雑化した問題への対応に向けた関係機関のネットワークづくり ●制度改正への対応や福祉施策の連携を考慮しながら、本市に相応しい総合相談窓口や身近な場所で相談ができる体制等のあり方に関する検討 ●接遇及びサービス利用者への理解を深める市職員研修の実施 【地域】 ●隣近所による見守り活動やサロン活動等を通じた支援を必要としている人の把握及び関係機関との連携 ●地域課題を話し合う場づくり	●コミュニケーションボード（※2）の作成・窓口への設置 ●アウトリーチ（※3）型相談支援の実施 ●相談窓口のワンストップ化 ●医療と介護の多職種間の連携体制づくり（再掲） ●障害者差別解消法の職員研修の実施及び対応要領の作成 ●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究	●アウトリーチ型相談支援が不十分である。 ●市と関係機関（医師会、病院、歯科医師会など）との協力関係の構築が不十分である。	B
	※2 知的障がい児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールをいう。 ※3 支援が必要な状況にありながら自分からSOSを発信しない方を把握し、必要に応じて支援機関へつなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、個別訪問等を行う支援のことをいう。				

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（３）住まいの確保に向けた取組みの推進	高齢者の地域で自立した生活を支える「地域包括ケアシステム※」の実現、障がいのある人が住宅を借りて生活する上での支援等に向けて、地域生活の基盤となる住まいの確保に取り組めます。	●地域包括ケアシステムの実現	●地域包括支援センターの機能拡充 ●医療と介護の多職種連携体制づくり ●介護サービス提供基盤の整備・質向上 ●認知症対策の充実（認知症初期集中チーム立上げ準備） ●家族介護者への支援 ●権利擁護の推進と高齢者虐待の防止 ●シルバーピアの提供及び住宅改修の活用	●住宅確保要配慮者（＊４）の居住の安定を図ることができていない。 ●障がい者の住宅確保のための取組み（地域生活支援拠点の整備）が進んでいない。	B
		●障がい者の住宅確保のための方策の検討	●地域ケア会議、地域包括ケア推進協議会の設置 ●地域生活支援拠点機能の検討 ●地域生活支援拠点の設置に関する市民説明会の実施 ●地域生活支援拠点の設置に向けた国庫補助協議		
＊４ 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。					

市民福祉推進委員会の意見

（１）災害時要援護者支援体制の整備（避難行動要支援者支援体制の整備）
市は年に１回支援組織に紙媒体で更新した避難行動要支援者名簿の提供を行っているが、災害時に支援者に最新の名簿を提供されていないと、支援者が避難行動要支援者の安否確認をするときに混乱することになるため、名簿提供の頻度及び提供方法について検討すること。また、避難行動要支援者登録者数が全体の４割程度にとどまっていることから引き続き周知を行うこと。

（２）情報提供・相談支援体制の充実
市で行うイベント等の町会・自治会への情報提供は、町会・自治会の回覧を利用して行っているが、回覧板が回ってきたときにはイベントが終了している場合もある。情報提供を充実させるためには、提供された情報がどのように活用されているのかについて評価・検証し、町会・自治会への情報提供方法について改善すること。また、地域包括ケアシステムの実現に向けて、家族介護者への支援方法やその実施状況、家族介護者が支援を得るためのアプローチ方法を広く周知するとともに、その世帯ごとの家族形態や介護者が仕事をしている場合など様々なケースに対応できる相談支援方法を検討する必要がある。

（３）住まいの確保に向けた取り組みの推進
住まいの確保については、空き家住宅等の既存住宅の活用を検討するとともに、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、居住支援協議会を設立し、住宅情報をきめ細かく提供し、相談対応の体制づくり等を行うべきである。

評価

A 進捗している・期待通りの成果がでている

B 現状維持・ある程度の成果がでている

C あまり進捗していない・あまり成果がでていない

D まったく進捗していない・まったく成果がでていない

進捗状況シート（平成27年度末現在）

1 サービス利用者の立場の尊重					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画）	平成27年度末までの取組み	課題	評価
（1）情報提供の充実	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	B
（2）相談体制の充実	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	※重点施策（2）に記載	B

進捗状況シート（平成27年度末現在）

(3) 苦情解決、権利擁護の推進	福祉サービスの利用に関する苦情については、公正・中立な立場で解決を図る仕組みが必要です。また、認知症の高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為の際に、判断が難しく不利益を被る人がいます。平成15年度より開始した福祉サービス総合支援事業「あんしん狛江」として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、権利擁護相談などを総合的かつ一体的に実施していきます。近隣市（調布市、日野市、多摩市、稲城市）との共同運営により設置している多摩南部成年後見センターで申立人がいないなど、自ら成年後見制度を利用できない方の利用を支援するとともに、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成します。	【市】 ●「広報こまえ」やパンフレット等による成年後見制度や福祉サービス総合支援事業等の継続的な周知 ●福祉サービス総合支援事業、障害者総合支援法にもとづく成年後見制度利用支援事業、介護保険法にもとづく地域包括支援センターが行う総合相談支援事業・権利擁護事業の実施体制の充実 ●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営による自ら成年後見制度を利用できない人への支援 ●狛江市個人情報保護条例にもとづく、個人情報の適切な管理及び各種団体や関係機関への個人情報保護の促進 ●法務局や人権擁護員との連携確保 【サービス事業者】 ●サービス利用者の利益と基本的人権の尊重 ●事業所における苦情対応体制の充実や外部の苦情対応窓口の周知	●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施 ●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施 ●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営 ●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施 ●介護保険苦情相談員の配置 ●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）	●成年後見利用支援事業について、周知が不十分である。 ●多摩南部成年後見センター（＊）の有する専門的な機能を十分に活用しきれていない。	B
* 福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として、狛江市、調布市、日野市、多摩市及び稲城市の5市で共同運営をしている法人をいう。					

市民福祉推進委員会の意見

(1) 情報提供の充実	※重点施策 (2) に記載
(2) 相談体制の充実	※重点施策 (2) に記載
(3) 苦情解決、権利擁護の推進	

成年後見制度に関しては、制度自体を知らない人が多いため、多摩南部成年後見センターを中心に、社会貢献型後見人の養成や研修による支援者への制度周知等を進め、必要とする方が利用しやすい環境づくりを行う必要がある。

評価	A	進捗している・期待通りの成果がでている	B	現状維持・ある程度の成果がでている
	C	あまり進捗していない・あまり成果がでていない	D	まったく進捗していない・まったく成果がでていない

進捗状況シート（平成27年度末現在）

2 自立支援のための福祉サービスの充実					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成27年度末までの取組み	課題	評価
（1）ニーズに応じたサービスの提供	超高齢社会を迎え、福祉ニーズは高まる一方です。こうした中で安心して暮らすために必要な福祉サービスが生活圏域に整備されていることが必要です。 また、多様化する福祉ニーズに対応していくためには、サービス事業者の確保とともに、市民、各種団体、行政が協働して新たなサービス提供の仕組みを生み育てることも重要と考えられます。 これらを踏まえ、利用者の立場に立った福祉サービスを整備するとともに、新たなサービス提供者の育成を進め、サービス提供基盤の充実を進めていきます。	【市】 ●アンケート調査の実施やサービス事業者との意見交換会の開催など、ニーズの的確な把握	●粕江市自立支援協議会事業者連絡会部会の開催 ●粕江市障害福祉サービス事業者連絡会及び各部会の開催 ●介護保険サービス事業者連絡会の開催（新しい総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。） ●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲）	●生活支援体制整備事業が実施されていない。 ●生活支援コーディネーターが設置されていない。 ●地域包括支援センター（日常生活領域）を単位とした地域ケア会議で検討された個別課題を地域課題へ普遍化することができていない。 ●笑顔サービスのボランティア会員が増えない。 ●小地域活動等については、モデルとなる団体が数団体あるが、運営が確立しているとはいえない。	B
		●個別計画にもとづくサービス提供基盤の計画的な整備			
		●市民・各種団体・行政による協働、NPO法人の立ち上げや運営に関するアドバイスなど、新たなサービス提供基盤の育成に関する取り組みの推進	●サービス提供基盤の育成に関する取組み（介護予防事業における指導員育成、新しい総合事業の住民主体によるサービスの運営団体の育成、粕江市社会福祉協議会や粕江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス） ※平成28年 3月31日時点 笑顔サービス会員数108名 シルバー人材センター登録会員数511人 ファミリーサポート会員288人		
		【市民】 ファミリー・サポート・センター事業や住民参加型在宅福祉サービス（笑顔サービス）など、身近なボランティア活動への参加 【地域】 声かけや見守り活動、サロン活動等の推進 【サービス事業者】 市や関係機関が開催する連絡会議、意見交換会等への参加	●小地域活動の実施（平成28年 3月31日現在 8団体）（粕江市社会福祉協議会） ●地区活動の実施（平成28年 3月31日現在 5地区）（シルバー人材センター）		

進捗状況シート（平成27年度末現在）

(2) 支援が必要な人への対応	所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニートやひきこもりなど、生活の安定と自立への支援を必要とする人たちもいます。 また、我が国での自殺者数は年間3万人を超えており、社会的要因を含めたさまざまな自殺の要因に対する対策が必要とされています。 これらを踏まえ、すべての市民が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参画できる仕組みを整えていきます。	【市】 ●生活の状況に応じた相談や助言、多様な機関が実施する助成制度や支援情報の収集など、低所得者への支援 ●生活保護者等を対象とした就業や生活に関する相談援助などの自立支援 ●孤立やひきこもり、シングルマザー等により社会参加が困難な人たちに対する支援策や相談窓口設置の検討 ●自殺対策強化月間や自殺予防週間を中心とした自殺対策に関する普及啓発 ●外国人市民が安心して暮らしていけるよう、イベント等への参加の呼びかけや地域での交流活動の推進 【市民】 地域でのささえあいへの参加	●生活困窮者への自立相談支援事業（平成26年度モデル事業実施、平成27年度～本格実施） ●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援 ●母子・父子自立支援員による面接相談 ●母子家庭等自立支援事業の実施 ●粕江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催 ●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施	●生活困窮者自立支援法の任意事業の実施について検討していない。 ●貧困家庭の子どもたち等の生活支援や福祉制度への繋がりが十分にできていない。 ●外国人を対象とした事業への外国人市民の参加が少ない。	A
-----------------	--	--	---	--	---

進捗状況シート（平成27年度末現在）

(3) サービスの質の確保	介護保険制度の導入以降、多くの福祉サービスが措置から利用者とサービス事業者間の契約にもとづく利用となるなど、市民が必要なサービスを利用するためには、サービス利用者としての意識の醸成が重要となっています。 また、必要な時に誰もが安心して福祉サービスを利用できるようにするためには、サービス内容の質の向上も求められています。 これらを踏まえ、法制度の周知や活用を促進するとともに、より良いサービス提供体制を構築する取り組みを進めます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページ等を活用した福祉制度や市の施策に関する情報の発信 ●サービス事業者によるサービス実施状況等の把握、定期的なサービス利用者を対象とした満足度調査の実施による事業者への指導や施策への反映 ●サービス事業者に対する自己評価の実施や第三者評価受審の促進 ●ホームページ等を活用したサービス事業者の情報やサービス評価結果等の公表など、サービス利用に関する利用者への支援 【サービス事業者】 ●都のサービス評価手法の活用による自己評価の実施や第三者評価の受審 ●技術や接遇の研修、リスクマネジメント（＊）、法令遵守の周知・徹底など、職員を対象とした研修の計画的な実施	●介護保険事業所への指導検査の実施（平成27年度は居宅介護支援事業所1箇所、通所介護事業所1箇所、地域密着型施設として、認知症対応型共同生活介護事業所1箇所の計3事業所に対して指導を実施） ●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施 ●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開 ●ケアプランの点検	●平成29年度からの社会福祉法人の介護老人福祉施設の指導検査体制の構築 ●第三者評価受審費補助制度の利用者が固定化されている。	B
	＊リスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失などの回避又は低減をはかるプロセスをいう。				
市民福祉推進委員会の意見					
(1) ニーズに応じたサービスの提供 個別計画に基づくサービス提供基盤の計画的な整備については、地域ケア会議の目的や手法について共有化し、機能強化型地域包括支援センターが中心となって地域課題や活動の効果を市全体として評価すべきである。また、生活支援コーディネーターの配置については、地域包括支援センター内部の職員を育成するのか、関係団体の組み合わせで対応するのか、引き続き検討が必要である。 (2) 支援が必要な人への対応 母子・父子自立支援員による面接相談及び母子家庭等自立支援事業を引き続き実施することにより、貧困家庭の子どもたち等の生活支援や福祉制度への繋がりが十分にできるようにするとともに、「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施を検討する必要がある。 (3) サービスの質の確保 福祉制度や市の施策に関する情報発信については、「広報こまえ」だけではなく、福祉に関する情報を掲載した広報誌を福祉サービス利用者のいる世帯向けに定期的に発行することも検討するとともに、指導検査体制の構築については、平成27年度の取組から把握された課題に対して市が指導・監督を行いながら事業者とともに具体的検討ができる体制を持つことも検討すべきである。					

評価

A進捗している・期待通りの成果がでている

B現状維持・ある程度の成果がでている

Cあまり進捗していない・あまり成果がでていない

Dまったく進捗していない・まったく成果がでていない

進捗状況シート（平成27年度末現在）

3 市民主体による福祉コミュニティづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成27年度末までの取組み	課題	評価
（1）交流活動の活発化	地域には多様な世代や社会貢献をしたい人、社会経験や技術を持った人がおり、中でも子どもたちをはじめ、次代を担う若い世代の力は、まちづくりや地域の活力に欠かせないものです。 その一方で、地域とのつながりが希薄化しているのも事実です。 これらを踏まえ、ともにささえあう心豊かな地域社会を築いていくために、地域のさまざまな人がふれあう機会を創出する取り組みを進めます。また、学校や地域が連携した児童・生徒による地域福祉活動の機会づくりとともに、企業の協力も得ながら勤労世代による活動を促進していきます。	【市】 ●自治会・町内会等の地域組織による活動の活発化促進 ●児童・生徒、青少年の居場所づくり、交流機会の充実 ●子どもの意見や力をまちづくりに反映する機会の充実 ●ワークライフバランスの理念の普及啓発 【市民】 ●ひとり暮らし高齢者等への声かけや話し相手など 【地域】 ●声かけや見守り活動、サロン活動等の推進 ●地域課題を話し合う場づくり ●子どもたちの意見や力が反映される地域づくりの推進 ●地域福祉活動、行事・イベントの時間や曜日設定の工夫など、誰もが参加しやすい機会づくり	●常設プレーパークの運用開始 ●子ども議会の実施 ●市民活動・生活情報誌「わっこ」に育児休業の記事を掲載 ●ワークライフバランスの啓発イベントの開催 ●狛江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動 ●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会。再掲） ●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター。再掲）	●若い世代が地域活動や地域コミュニティへ参加しない。 ●多世代間交流の場づくり及び仕組みづくりが不十分（高齢者中心のサロン活動が主なものとどまる。）	A

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（２）地域福祉活動の推進	自治会・町内会等の地域組織、自主防災組織、地域福祉推進委員会、老人クラブや障がいのある人等の当事者組織、民生委員・児童委員など、さまざまな団体が地域福祉活動を実践しています。 また、アンケート調査の結果や地域における防災意識の高まりを踏まえると、市民の地域福祉活動への参加意向は高いと思われることから、参加へのきっかけづくりなどの取り組みも重要となっています。 今後も、これら団体の活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担うことから、支援体制の強化に取り組んでいきます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページを活用した地域福祉活動の情報発信 ●社会福祉協議会による地域福祉の推進に向けた取り組みとの連携や必要な支援の実施 ●民生委員・児童委員への情報提供や研修、他の機関や団体との連携支援 ●各種団体間の交流機会、意見交換の場の創出 ●関連機関や各種団体との連携による地域福祉活動リーダーや実践者の育成 ●地域福祉課題（ニーズ）の把握や、その解決に向けて行政・専門機関につないだり、住民の地域福祉活動を推進するコーディネート機能の強化など、地域福祉活動の活発化に向けた基盤整備の検討 【地域や各種団体】 ●コミュニティ新聞やホームページづくりなど、活動情報の発信 【企業・サービス事業者】 ●地域福祉活動への積極的な参加 ●地域や各種団体への施設・設備などの開放 【社会福祉協議会】 ●地域懇談会等の開催による地域と各種団体との連携支援 ●住民主体の地域福祉活動の推進	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信 ●民生委員・児童委員への研修実施 ●狛江消防署、調布警察署、社会福祉法人３法人（社会福祉協議会、狛江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との狛江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結（再掲） ●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結（再掲） ●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年８月４日時点で11団体。再掲） ●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲） ●小地域活動・笑顔サービス（狛江市社会福祉協議会）の実施（再掲）	●地域福祉活動に参加する意欲のある方と活動とのマッチングがきめ細かくできていない。 ●地域福祉活動への参加者が固定化している。	A
---------------------	--	--	--	---	----------

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（３）ボランティア・市民活動の推進	近年、ボランティアなどへの関心が高まり、市内にも多くのボランティア・市民団体やNPO団体が活動しています。本市においては、社会福祉協議会のこまえボランティアセンターを中心にボランティア・市民活動の育成やコーディネートを行っています。今後も、ボランティア・市民活動に関する情報提供の充実を図るとともに、活動機会の拡充、コーディネート体制の充実に取り組めます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページの活用によるボランティア・市民活動への参加の呼びかけ ●市役所をはじめとする公共施設や市主催のイベントなど、ボランティアの力を活かせる機会づくり ●市民活動支援センターの設置など、ボランティア・市民活動を推進する基盤づくり ●“団塊の世代”や元気高齢者を対象としたボランティア・市民活動への参加のきっかけづくり 【サービス事業者】 ●ボランティアの積極的な受け入れ 【社会福祉協議会】 ●情報誌やホームページ等を活用したボランティアの募集、呼びかけ ●入門編・実践編の体系化や参加しやすい雰囲気づくりなど、ボランティア活動養成講座の充実 ●イベント等でのボランティア・市民活動の紹介	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲） ●平成28年度市民活動支援センターの開設に向けた準備 ●狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施 ●新しい総合事業の訪問型サービスAの担い手養成（認定ヘルパー研修）調整（狛江市社会福祉協議会） ●狛江市社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	●ボランティア参加者数がなかなか増えない。	A
--------------------------	---	--	---	------------------------------	----------

市民福祉推進委員会の意見

（１）交流活動の活発化
多世代交流・共生のまちづくりに向けた取組みとして、空き家等を活用した多世代交流の促進について検討すべきである。

（２）地域福祉活動の推進
社会福祉協議会のこまえボランティアセンター（平成28年度開設の市民活動支援センター）と連携し、地域福祉活動の担い手を増やすための取組みを進めるとともに、こまえボランティアセンターのマッチング機能（さまざまなネットワークや連携を活用し、問題解決に必要な情報・団体・個人を引き合わせること。）を促進させるべきである。

（３）ボランティア・市民活動の推進
こまえボランティアセンター（平成28年度開設の市民活動支援センター）では、ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティア活動養成講座の充実等を図ることにより、ボランティア活動の充実を図るべきである。また、ボランティア参加者がなかなか増えないという課題については、現在ボランティア活動を行っている者に活力となるものは何か、ボランティア活動を辞めてしまった者になぜ辞めてしまったのかなど調査分析を行う必要があるとともに、こまえボランティアセンターがホームページ等を活用してボランティア団体への情報提供の方法を工夫する等ボランティア団体から信頼される存在となる必要がある。

評価 A 進捗している・期待通りの成果がでている B 現状維持・ある程度の成果がでている
 C あまり進捗していない・あまり成果がでていない D まったく進捗していない・まったく成果がでていない

進捗状況シート（平成27年度末現在）

4 誰もが暮らしやすいまちづくり					
施策の方向性	施策の内容	具体的な取組み（計画上）	平成27年度末までの取組み	課題	評価
(1) 福祉意識の醸成	地域福祉を推進していくためには、すべての市民が「ともに暮らし、ともに生きる社会こそ正常である」というノーマライゼーションの理念を理解することが重要です。 また、福祉はすべての人に関わる問題でもあり、誰もがライフステージのいずれかの段階で福祉サービスを必要とすることへの認識も大切です。 これらを踏まえ、広報・啓発活動による市民の意識づくりを進めるとともに、子どもから大人まで気軽に福祉を学べる機会を創出します。	【市】 ●地域福祉を推進する基盤となる「狛江市福祉基本条例」の周知 ●「広報こまえ」やホームページの活用によるささえあい、たすけあいの意識を高める情報の発信 ●各種講座や講演会の開催など、人権や福祉意識を醸成する事業の計画的な実施 ●命の大切さや他人を思いやる心を育む人権教育の推進 ●つながりを大切にし、自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進 【市民】 ●家族や仲間と福祉について話し合う機会づくり 【地域】 ●福祉意識を取り入れた行事・イベント等の開催 ●学校が取り組む福祉学習への協力 ●地域課題を話し合う場づくり 【各種団体】 ●活動や他団体との連携を通じた会員への福祉学習の推進 【社会福祉協議会】 ●ボランティア体験学習や福祉講座の充実 ●地域福祉活動と連携した実践的な学習プログラムづくり	●狛江市まちづくり条例と連携した狛江市福祉基本条例の周知 ●障がい者スポーツ教室の実施 ●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施 ●人権教育の充実に根拠を、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）（※1）を実施 ●狛江第一中学校から人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信 ●都特別支援教育第3次計画モデル地区の成果を生かし、平成28年度実施に向けた準備等 ●狛江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施 ●ボランティアのたねプログラム実施（全2回、延べ児童数147人。狛江市社会福祉協議会実施） ●体験ボランティア事業の実施（参加者数99人。狛江市社会福祉協議会実施）	●パラリンピックを契機とする障がい者スポーツの理解促進が必要 ●幅広い世代への人権意識の啓発が必要 ●特別支援教育第3次モデル地区の成果をベースにした本格実施（市内の全小・中学校に特別支援教室を設置する必要がある。）	B
※1 『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のことをいう。「Q-U」には、「Q-U」と「hyper-QU」の2種類があり、「Q-U」は、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」「いごちのよいクラスにするためのアンケート」という2つの心理テストから構成されており、「hyper-QU」は、これら2つのアンケートに「ふだん（日常）の行動を振り返るアンケート」が加わった3つの心理テストから構成されている。					

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安全かつ円滑に移動でき、また活動の場を広げ、自由な社会参加を活発化するためには、道路や交通安全施設の充実とともに、利用しやすい移動手段を確保することが重要です。 また、「広報こまえ」をはじめとする情報提供にあたっては、高齢者や障がいのある人に配慮した提供が求められます。 これらを踏まえ、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	【市】 ●公共施設のユニバーサルデザイン化の計画的な実施 ●「広報こまえ」やホームページを活用した交通安全意識の普及・啓発 ●超高齢社会を踏まえた運転者歩行者両面からの交通安全教育の推進 ●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化、交通量の多い交差点等への見やすい標識やメロディ信号機等の設置及び改良への要請 ●文字サイズや背景色の工夫など、ホームページや「広報こまえ」のユニバーサルデザイン化の推進 【市民】 ●困っている人への積極的な手助け ●視覚障がい者誘導用ブロックへの駐輪や、障がい者等用駐車スペースに駐車しない配慮 【商店等】 ●視覚や聴覚に障がいがある人に配慮した情報伝達手段の確保 ●放置自転車や商品のはみ出しなど通行妨害の解消、補助犬の受け入れ	●狛江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導 ●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）（＊２）」取得施設の周知 ●児童、生徒及び高齢者向けスクエアドストレイト（＊３）の開催 ●カーブミラー等の交通安全施設設置による安全確保 ●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施 ●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援 ●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援 ●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保 ●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえの開発提供） ●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施	●「福祉環境整備基準適合証」の取得件数が増えない。 ●市内を子どもから高齢者、障がいのある人など誰もが安全かつ快適に移動できるとはいえない。 ●「こまバス」の利用者が固定化している。 ●「こまバス」の利便性を向上させる必要がある。 ●放置自転車ゼロに向けた対策が進んでいない。 ●みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金の申請者数が増えない。	A
＊２ 狛江市福祉基本条例では、不特定多数の方が利用する施設を、誰もがスムーズに利用することができるように、「福祉環境整備基準」を設け、適合義務を課しており（適合義務は、施設の用途、規模等によって遵守義務、努力義務に分かれている。）、その中でも、より進んだ整備基準の全てを満たしている施設に交付しているマークをいう。 ＊３ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法をいう。					

進捗状況シート（平成27年度末現在）

（3）防災・防犯体制の充実	災害発生時に高齢者や障がいのある人はスムーズな対応が難しく、生命や身体の高齢者の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整備することが必要となっています。 一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの犯罪被害を防止するための取り組みも重要となっています。 これらを踏まえ、誰もが安心して暮らせるよう、防災・防犯体制の充実に取り組みます。	【市】 ●「広報こまえ」やホームページの活用、各種会合などあらゆる機会をとらえた自主防災の重要性の周知、自主防災組織による活動の活発化促進 ●災害時に正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発 ●災害時要援護者の把握及び自治会や町内会等の地域組織・福祉関係者等と連携した支援体制づくり ●一般の避難所では生活に支障を来たす可能性が高い人（高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児、病弱な人など）を対象とした福祉避難所の設置 ●福祉施設との連携・協力による寝たきりの高齢者や重度の障がいのある人等の受け入れ体制の確保 ●保健・福祉・医療関係者との連携による避難場所への医療関係者や介護スタッフの派遣など、高齢者や障がいのある人を対象とした避難後のケア体制づくり ●災害時要援護者対策を取り入れた防災訓練の実施など、関係機関による災害時要援護者の避難誘導・救出・救護体制の連携強化 ●地域における犯罪の防止、安全で安心して暮せる地域づくりに向けた防犯活動を行う団体への支援 ●防犯に関する啓発、道路、公園など生活環境の整備促進 ●地域で行われる防災訓練や災害ボランティア活動への参加 【地域】 ●自主防災活動の推進 ●防犯、交通安全活動の推進 【各種団体】 ●地域の防犯・防災活動、交通安全活動への参加 【商店等】 ●災害発生時における支援活動への協力 【サービス事業者】 ●災害発生時における施設や設備を活用した地域への支援、災害時要援護者等の受け入れ体制の確保への協力 【社会福祉協議会】 ●災害ボランティアセンターの立ち上げや活動に関するマニュアルの整備、訓練等の実施	●「防災ガイド」及び「狛江防災」の発行、防災カレッジの実施 ●避難行動要支援者登録者数3,728人（参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人。再掲） ●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結（再掲） ●総合防災訓練における福祉避難所の試験的实施（平成27年度初実施。再掲） ●青色パトロールの実施 ●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結（再掲） ●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施 ●地域防災訓練への参加	●避難行動要支援者登録者数が全体数の38％程度にとどまっている。（再掲） ●避難行動要支援者登録者数の情報更新までできていない。（再掲） ●協定締結先がまだ一部の自治会・町会、事業所にとどまっている。（再掲） ●福祉避難所運営について、協議のみで具体的な手法が固まっていない。（再掲）	A
----------------------	---	--	--	--	----------

進捗状況シート（平成27年度末現在）

市民福祉推進委員会の意見	
（１）福祉意識の醸成 こまめボランティアセンター（平成28年度開設の市民活動支援センター）で行っているボランティアのたねプログラムやボランティア体験学習等の取組をさらに推進し、子どもの頃から福祉意識の醸成を図るとともに、平成32年に開催される東京パラリンピックに向けて、障がい者スポーツの理解促進を図ることにより、市民の障がい者に対する福祉意識を醸成するべきである。 （２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり 歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化を引き続き進めるべきである。 （３）防災・防犯体制の充実 避難行動要支援者登録者数が全体の４割程度にとどまっていることから引き続き周知を行うとともに、福祉避難所の運営については、総合防災訓練で行っている福祉避難所の訓練の方法を工夫し、福祉避難所開設後の要配慮者へのケアの方針、保健師等の必要な職種の確保方法、他県他行政への派遣要請が必要な状況、レベル、必要人数等想定等を市で策定する予定の福祉避難所の管理及び運営に関するガイドラインに定めるべきである。	

評価	A	進捗している・期待通りの成果がでている	B	現状維持・ある程度の成果がでている
	C	あまり進捗していない・あまり成果がでていない	D	まったく進捗していない・まったく成果がでていない

第1章 進捗状況シート

2 対象者別計画上の取組内容対照表

対象者別計画上の取組内容対照表

重点施策											
施策の方向性		平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画			
					重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果	
(1) 災害時要援護者支援体制の整備		●避難行動要支援者登録者数3,728人 (参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人)			○	市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。	A		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	—	
		●柏江消防署、調布警察署、社会福祉法人3法人（社会福祉協議会、柏江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との柏江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結									
		●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結									
		●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）柏江郵便局と柏江市ながら見守り活動に関する協定の締結	○	B							
		●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体）			○	宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。	A		-	市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	—
		●福祉避難所の運営を障がい者団体連絡協議会防災ネットと協議									
		●総合防災訓練における福祉避難所の試験的実施（平成27年度初実施）									
		●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結									
		●ヘルプカードの作成・普及（平成28年3月31日現在607人）									
		●視覚障がい者用ベスト、聴覚障がい者用ベストの作成・配布									
				合計点	2			12			0

施策の方向性		平成27年度末までの取組み	独自の 取組み	進捗 結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点	施策	進捗 結果	重点	施策	進捗 結果
(2) 情報提供・相談 支援体制の充実		1 サービス利用者の立場の尊重 (1) 情報提供の充実								
B	1.9	●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成			広報紙、ホームページ等で、各種保健事業を通じた健康情報を提供します。	B	○	障がい者に対する理解・普及啓発の促進のため、ホームページ、障がい者のしおり、福祉だよりパンフレットを作成する。	B	
				○	介護予防パンフレット等を65歳以上の高齢者すべてに配布します。	A				
					広報紙、ホームページ等に地域包括支援センターに関する専門の掲載欄を設け、地域包括支援センターの周知を継続的に行います。	C				
					広報紙、パンフレット等を活用して相談体制を周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施します。	C				
					広報紙、講演会、講習により、認知症の正しい理解や成年後見制度の普及・啓発に努めます。	B				
					高齢者虐待防止に関する情報を周知し、より多くの市民に理解してもらいます。	D				
			●ココシルこまへによる情報提供	○	A					
			●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施	○	A					
			●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携			○	近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続します。	B		
						○	地域包括支援センターでワンストップ総合相談ができる仕組みについて調査・研究し、第7期実施を目指します。	C		
	●自治会・町会等との連携	○	A							
	●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知	○	B							
	●まなび講座（＊5）の実施	○	B							
B	1.9		合計点	13			12		2	
		1 サービス利用者の立場の尊重 (2) 相談体制の充実								
		●コミュニケーションボードの作成・窓口への設置						施策の記載なし	—	
					広報紙、パンフレット等を活用して相談体制を周知するとともに、積極的なアウトリーチを実施します。	C				
							○	市民が利用しやすい福祉総合相談窓口を推進するため、窓口のレイアウト等を改善する。	A	
		●相談窓口のワンストップ化								
		●医療と介護の多職種間の連携体制づくり					（仮称）医療と介護の連携推進小委員会を設置して、医療と介護の連携を図ります。	B		
							狛江市三師会、市内総合病院等と連携してケアマネ・タイムを実施し、ケアマネジャーが利用者の主治医と連携を図ります。	C		
							狛江市三師会、市内総合病院等との協力・連携によるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を図ります。	B		
									施策の記載なし	—
		●障害者差別解消法の職員研修の実施及び対応要領の作成								
		●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究				○	ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。	B		
B	1.8		合計点	0			8		3	

施策の方向性	平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果
(3) 住まいの確保に向けた取組みの推進	●地域包括支援センターの機能拡充 ●医療と介護の多職種間の連携体制づくり（再掲） ●介護サービス提供基盤の整備・質向上 ●認知症対策の充実（認知症初期集中チーム立上げ準備） ●家族介護者への支援 ●権利擁護の推進と高齢者虐待の防止 ●シルバーピアの提供及び住宅改修の活用 ●地域ケア会議、地域包括ケア推進協議会の設置 ●地域生活支援拠点機能の検討 ●地域生活支援拠点の設置に関する市民説明会の実施 ●地域生活支援拠点の設置に向けた国庫補助協議			○	複合的な課題を抱える家族や家庭への相談支援等、地域包括支援センターの機能強化について調査・研究し、第7期実施を目指します。	B			
					（仮称）医療と介護の連携推進小委員会を設置して、医療と介護の連携を図ります。	B			
					粕江市三師会、市内総合病院等と連携してケアマネ・タイムを実施し、ケアマネジャーが利用者の主治医と連携を図ります。	C			
					粕江市三師会、市内総合病院等との協力・連携によるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を図ります。	B			
					居宅サービスの基盤整備を進めます。	B			
					地域密着型サービスの基盤整備を進めます。	A			
					認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みについて調査・研究し、第7期実施を目指します。	B			
					認知症家族介護者の家族会活動を支援します。	C			
				○	成年後見制度の周知とともに、市民後見制度の確立を図ります。	B			
				○	近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続します。	B			
					高齢者への虐待防止について、多様な方法で周知を図ります。	C			
					小地域で見守り・支える高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業を強化します。	C			
					虐待の種類や事例を分かりやすくパンフレット等により示し、発見した時の連絡窓口等を周知します。	D			
					住宅改修の事業者登録を行い、適切な改修と積極的な活用を推進します。	C			
					シルバーピアを提供します。	B			
				○	地域包括支援センター（日常生活圏域）を単位として地域ケア会議を設置し、困難ケースの検討、個別課題から地域課題への普遍化等を行います。	B			
				○	保健・医療・福祉の団体・事業者の代表、市民団体、地域包括支援センター運営協議会等を構成員とする（仮称）地域包括ケアシステム推進協議会を発足させ、地域連携の要とします。	B			
							○	平成29年4月の開設を目標に地域生活支援拠点の具体的な機能の検討を進める。	C
B	1.6		合計点	0		28			1

施策の方向性 1 サービス利用者の立場の尊重									
施策の方向性		平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画	
					重点	施策	進捗結果	重点	施策
(3) 苦情解決、権利擁護の推進		●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施			○	成年後見制度の周知とともに、市民後見制度の確立を図ります。	B		
		●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施	○	B					
		●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営 ●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施			○	近隣市との連携による多摩南部成年後見センターの共同運営を継続します。	B	○	多摩南部成年後見センターを通じて社会貢献型後見人を育成する。
		●介護保険苦情相談員の配置				介護相談員を養成し、施設だけでなく居宅サービス利用者の相談にも応じられる仕組みをつくれます。	A		
		●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）				小地域で見守り・支える高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業を強化します。	C		
B	2.2		合計点	2			8		3

施策の方向性 2 自立支援のための福祉サービスの充実										
施策の方向性		平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
					重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果
(1) ニーズに応じたサービスの提供		●泊江市自立支援協議会事業者連絡会部会の開催 ●泊江市障害福祉サービス事業者連絡会及び各部会の開催 ●介護保険サービス事業者連絡会の開催（新しい総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。） ●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲） ●サービス提供基盤の育成に関する取組み（介護予防事業における指導員育成、新しい総合事業の住民主体によるサービスの運営団体の育成、泊江市社会福祉協議会や泊江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス） ※平成28年3月31日時点 笑顔サービス会員数108名 シルバー人材センター登録会員数511人 ファミリーサポート会員288人 ●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（泊江市社会福祉協議会） ●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）							施策の記載なし	—
									事業所連絡会等を利用して、市内の障がい者支援施設が地域の団体等と交流できる場を設ける。	—
						専門職、多職種間の研修を実施し、資質向上を図ります。	C			
					○	ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。	B			
						高齢者による社会参加のためのグループ・団体の立上げを支援します。	B			
						シルバー人材センターに、介護予防・生活支援サービス事業実施の検討を要請します。	A			
						ボランティアグループ、NPO法人の立上げ、運営を市民活動支援センター等を通じて支援します。	B			
					○	訪問型サービス及び通所型サービスの基準、運営規定、報酬等を定めるとともに、参入する多様な団体・組織の連携・組織化を図り、総合事業への円滑な移行を進めます。	A			
					○	従来の介護予防訪問介護事業所及び通所介護事業所から移行する事業所とは別に、多様な団体・組織が訪問型サービスや通所型サービスを展開できるよう支援します。	A			
					○	宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進	A			
					○	シルバー人材センターに、介護予防・生活支援サービス事業実施の検討を要請します。	A			
B	2.4		合計点	O			22			O
(2) 支援が必要な人への対応	●生活困窮者への自立相談支援事業（平成26年度モデル事業実施、平成27年度～本格実施） ●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援 ●母子・父子自立支援員による面接相談 ●母子家庭等自立支援事業の実施 ●泊江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催 ●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施	○	A							
			A							
			B							
			B							
			A							
			A							
A	2.6		合計点	16			O			O
(3) サービスの質の確保	●介護保険事業所への指導検査の実施（平成27年度は居宅介護支援事業所1箇所、通所介護事業所1箇所、地域密着型施設として、認知症対応型共同生活介護事業所1箇所の計3事業所に対して指導を実施） ●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施 ●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開 ●ケアプランの点検				介護サービス事業者への指導を実施するとともに、事業評価を推進します。	B				
				○	自治会・小学校区等の小地域を単位として、個別支援のカンファレンスを行うチームを個別ケースごとにつくります。	B				
B	2		合計点	2			4			O

施策の方向性 3 市民主体による福祉コミュニティづくり

施策の方向性	平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果
(1) 交流活動の活性化	●常設プレーパークの運用開始	○	A						
	●子ども議会の実施	○	B						
	●市民活動・生活情報誌「わっこ」に育児休業の記事を掲載	○	A						
	●ワークライフバランスの啓発イベントの開催	○	A						
	●泊江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動				要介護・要支援に該当しない高齢者を対象に、シルバー人材センターや社会福祉協議会による有償サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。	A			
	●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（泊江市社会福祉協議会。再掲）			○	宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。	A			
	●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター。再掲）			○	シルバー人材センターに、介護予防・生活支援サービス事業実施の検討を要請します。	A			
A	2.9	合計点	11			9			0
(2) 地域福祉活動の推進	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信				老人クラブ活動助成事業を継続するとともに、地域の高齢者の老人クラブへの参加・勧誘について支援します。	B			
					生涯学習サイトこまなび電子版を活用し、情報を発信します。	B			
	●民生委員・児童委員への研修実施	○	A						
	●泊江消防署、調布警察署、社会福祉法人3法人（社会福祉協議会、泊江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との泊江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結			○	内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。	A		避難行動要支援者登録制度の充実を図り、各支援組織との協定と模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。	—
	●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結								
	●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）泊江郵便局と泊江市ながら見守り活動に関する協定の締結	○	B						
	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体）			○	宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進	A			
	●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲）			○	ワンストップ総合相談等の効果的な実施に向けたコミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーター等、専門職の増員配置について調査・研究し、第7期実施を目指します。	B			
	●小地域活動・笑顔サービス（泊江市社会福祉協議会）の実施（再掲）			○	宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを構築させるとともに、町会・自治会等の小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。	A			
A	2.5	合計点	5			15			0
(3) ボランティア・市民活動の推進	●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲）				老人クラブ活動助成事業を継続するとともに、地域の高齢者の老人クラブへの参加・勧誘について支援します。	B			
					生涯学習サイトこまなび電子版を活用し、情報を発信します。	B			
	●平成28年度市民活動支援センターの開設に向けた準備	○	A						
	●新しい総合事業の訪問型サービスAの担い手養成（認定ヘルパー研修）調整（泊江市社会福祉協議会）			○	従来の介護予防訪問介護事業所及び通所介護事業所から移行する事業所とは別に、多様な団体・組織が訪問型サービスや通所型サービスを展開できるよう支援します。	A			
	●泊江市社会福祉協議会や泊江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施				要介護・要支援に該当しない高齢者を対象に、シルバー人材センターや社会福祉協議会による有償サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。	A			
	●泊江市社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	○	B						
A	2.5	合計点	5			10			0

施策の方向性 4 誰もが暮らしやすいまちづくり											
施策の方向性		平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画			
					重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果	
(1) 福祉意識の醸成		●泊江市まちづくり条例と連携した泊江市福祉基本条例の周知							ユニバーサルデザインブロックの設置等市内施設や道路等の福祉のまちづくりを推進する。 市内事業所に対し、施設改修費の助成等の情報を提供する。	—	
		●障がい者スポーツ教室の実施							パンフレット作成等障がいスポーツ実施団体や実施場所の周知と広報を進める。 東京パラリンピックに向けた障がい者スポーツの周知と広報を図る。	—	
		●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施						○	障がい者週間の実施	B	
		●人権教育の充実を根底に、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）			○	B					
		●泊江第一中学校から人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信	○	A							
		●都特別支援教育第3次計画モデル地区の成果を生かし、平成28年度実施に向けた準備等						都立特別支援学校との連携強化や、泊江市版の「就学支援計画」の作成を進めるなど、特別支援教育の充実を図る。	—		
		●泊江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施	○	B							
		●ボランティアのたねプログラム実施（全2回、延べ児童数147人。泊江市社会福祉協議会実施）	○	B							
		●体験ボランティア事業の実施（参加者数99人。泊江市社会福祉協議会実施）	○	B							
		B	2.2		合計点	11			0		
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり		●泊江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導							ユニバーサルデザインブロックの設置等市内施設や道路等の福祉のまちづくりを推進する。	—	
		●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）（＊8）」取得施設の周知							施策の記載なし	—	
		●児童、生徒及び高齢者向けスクエアドストリート（＊9）の開催	○	A							
		●カープミラー等の交通安全施設設置による安全確保	○	A							
		●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施	○	A							
		●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援	○	A							
		●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援	○	B							
		●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保	○	B							
		●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえの開発提供）							避難者自動認識システムを導入する。	B	
		●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施							市内事業所に対し、施設改修費の助成等の情報を提供する。	—	
A	2.6		合計点	16			0			2	

施策の方向性	平成27年度末までの取組み	独自の取組み	進捗結果	高齢者保健福祉計画			第4期障害者計画		
				重点	施策	進捗結果	重点	施策	進捗結果
(3) 防災・防犯体制の充実	●「防災ガイド」及び「狛江防災」の発行、防災カレッジの実施	○	A	○	市内の各支援組織に共通した避難行動要支援台帳の導入について調査・研究し、第7期実施を目指します。 福祉避難所でケアに当たる人材を確保できるよう、東京都介護福祉士会等、専門職団体との協定を締結します。	A	—	市内の福祉避難所の配置と機能の検討を進める。	—
	●避難行動要支援者登録者数3,728人（参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人）								
	●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結								
	●総合防災訓練における福祉避難所の試験的实施（平成27年度初実施。再掲）	○	A						
	●青色パトロールの実施	○	A						
	●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	○	A						
	●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施	○	A						
	●地域防災訓練への参加	○	A						
A	3		合計点	18		3			0

【注】

- ①平成27年度末までの取組みのうち対象者別計画の上位計画としての取組みについては、対象者別計画の施策の中から該当する施策の進捗評価を記載した。なお、対象者別計画の施策にないものについては、「施策の記載なし」とし、進捗評価の対象から外した。
- ②平成27年度末までの取組みのうち地域福祉計画独自の取組みについては、独自に進捗評価を行った。
- ③施策の方向性ごとの進捗評価については、①及び②の施策ごとの進捗評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とし、その合計点を施策の数で除した数が、2.5点以上3点以下はA、1.5点以上2.5点未満はB、0.5点以上1.5点未満はC、0点以上0.5点未満はDとした。
- ④第4期障害者計画の重点施策以外は進捗評価をしないため、進捗評価の対象となる施策から外した。

第2章 平成29年度末までの取組予定シート

平成29年度末までの取組予定シート

計画期間は、平成24年度から平成28年度までですが、1年度延伸により、平成29年度までとしています。延伸に伴う平成29年度の取組みについては、福祉総合計画改定庁内検討委員会での審議を踏まえて、報告書案を踏まえた予算要求を行っております。また、次期計画に必要な取組みについては、次期計画案に反映させ、次期計画の策定作業を行います。

重点施策			
施策の方向性：（１）災害時要援護者支援体制の整備			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●避難行動要支援者登録者数3,728人（参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人）	●避難行動要支援者登録者数の拡大	継続	●避難行動要支援者名簿登録対象者への登録勧奨を定期的に行う。 ●避難行動要支援者名簿登録者の情報更新について、効果的な情報更新の手法を調査・研究する。
-	●避難行動要支援者名簿の更新 新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行う。	-	
●泊江消防署、調布警察署、社会福祉法人3法人（社会福祉協議会、泊江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との泊江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結	●地域組織・福祉関係者との協定締結（猪方、岩戸町会及び泊江ハイタウン管理組合、光友会及び足立邦栄会並びに泊江正吉苑及びこまえ苑以外の介護サービス事業所、消防団等）	●地域組織・福祉関係者との協定締結（残りの自治会・町会）	●引き続き、自治会・町会に対して協定締結の意義について周知を行い、すべての自治会・町会と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。 ●協定を締結していない福祉サービスを提供している市内社会福祉法人事業者と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。
●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結	●協定に基づく連携協力	継続	
●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）泊江郵便局と泊江市ながら見守り活動に関する協定の締結	●協定に基づくながら見守り活動		
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体）	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充		
●福祉避難所の運営を障がい者団体連絡協議会防災ネットと協議	●福祉避難所運営に関するガイドラインの策定	-	●福祉避難所運営に関するガイドラインを策定し、ガイドラインに従った訓練を実施する。 ●訓練での課題をガイドラインに反映させる。 ●ガイドラインに従った各福祉避難所の運営に関するマニュアルを作成する。
●総合防災訓練における福祉避難所の試験的実施（平成27年度初実施）	継続	継続	
●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結	●福祉避難所協定締結先の拡充（こまえ正吉苑）	●福祉避難所協定締結先の拡充	●引き続き、自治会・町会に対して協定締結の意義について周知を行い、すべての自治会・町会と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。 ●協定を締結していない福祉サービスを提供している市内社会福祉法人事業者と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。
●ヘルプカードの作成・普及（平成28年3月31日現在607人）	継続		
●視覚障がい者用ベスト、聴覚障がい者用ベストの作成・配布	●指定避難所へ災害ベストの配布	●災害ベストの配布	
-	●災害の心得の作成、配布	●災害の心得の配布	
-	●災害時移動支援器具（JINRIKI（＊1）2台（あいとびあセンター、西河原公民館、エアーストレッチャー 1台（あいとびあセンター）の設置	-	

*1 芝生、土の路面、砂利道、積雪時・砂浜等今までは極めて困難だった不整地での車いすのスムーズな移動を可能にする車いすの補助装置をいう。

重点施策			
施策の方向性：（２）情報提供・相談支援体制の充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
２ サービス利用者の立場の尊重 （１）情報提供の充実（＊２） ●ホームページへの掲載、冊子及びパンフレットの作成 ●ココシルこまえによる情報提供 ●民生委員・児童委員による高齢者実態調査の実施 ●地域包括支援センター、社会福祉協議会、多摩南部成年後見センター等の関係機関との連携 ●自治会・町会等との連携 ●民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関等の相談窓口の周知 ●まなび講座（＊３）の実施	継続	継続	●「まなび講座」の市民への周知を充実させる。 ●商工会、商店街等と調整をして、社会福祉に関する情報を市内商工業者に提供できるようにする。
２ サービス利用者の立場の尊重 （２）相談体制の充実（＊２） ●コミュニケーションボード（＊４）の作成・窓口への設置 ●アウトリーチ（＊５）型相談支援の実施 ●相談窓口のワンストップ化 ●医療と介護の多職種間の連携体制づくり	継続	継続	●アウトリーチ型相談支援を充実させるため、機能強化型地域包括支援センターや身体障害者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う基幹相談支援センターの設置を検討する。 ●地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行う。 ●退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や利用者・患者又は家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行う。
●障害者差別解消法の職員研修の実施及び対応要領の作成 ●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究	●障害者差別解消法の職員研修の実施 ●生活支援体制整備事業開始		

＊２ 施策の方向性：「１ サービス利用者の立場の尊重」「（１）情報提供の充実」「（２）相談体制の充実」と重複

＊３ 市民等が構成する団体が主催する学習会に市職員又はこの事業の趣旨を理解し協力する者が講師として出向き、市政の内容や市民が必要とする情報について、職務等で得た知識や技術をもって提供する専門的な学習等を行うことをいう。

＊４ 知的障がい児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールをいう。

＊５ 支援が必要な状況にありながら自分からSOSを発信しない方を把握し、必要に応じて支援機関へつなげることを目的として、福祉関係者等が地域に赴き、個別訪問等を行う支援のことをいう。

重点施策			
施策の方向性：（３）住まいの確保に向けた取組みの推進			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●地域包括支援センターの機能拡充	●あいとびあ地域包括支援センターを機能強化型地域包括支援センターに位置づけ	継続	
●医療と介護の多職種連携体制づくり（再掲）	継続		
●介護サービス提供基盤の整備・質向上	●介護サービス提供基盤の質向上		
●認知症対策の充実（認知症初期集中チーム立上げ準備）	●認知症初期集中支援チームの制度設計	●認知症初期集中支援チームの設置	
●家族介護者への支援	●家族介護者教室の定期的な開催 ●介護者の会の開催及び周知	継続	
●権利擁護の推進と高齢者虐待の防止	継続		
●シルバーバリアの提供及び住宅改修の活用			●市に居住支援協議会（＊６）を設置し、住宅確保要配慮者（＊７）の居住の安定を図るための市の実情に応じた取組を行う。
-	●空家等に関する実態調査の実施・利活用の推進に向けた検討	●空家等に関する利活用の推進に向けた検討	●ガイドラインを策定し、個別課題を地域課題へ普遍化するための仕組みを構築する。
●地域ケア会議、地域包括ケア推進協議会の設置	●地域ケア会議、地域包括ケア推進協議会の開催	継続	
●地域生活支援拠点機能の検討 ●地域生活支援拠点の設置に関する市民説明会の実施 ●地域生活支援拠点の設置に向けた国庫補助協議	●地域生活支援拠点の整備に向けた取組を進める。	継続	●障がい者の地域生活支援拠点の整備に向けて建設予定地とは別の場所で暫定的に福祉作業所を統合する。

＊６ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都、市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織をいう。

＊７ 低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

1 サービス利用者の立場の尊重			
施策の方向性：（３）苦情解決、権利擁護の推進			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●介護保険法、障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業の実施	継続	継続	●町内会・自治会、民生委員等の地域団体と連携し、後見人が必要な人の把握をする。
●社会福祉協議会への委託による福祉サービス総合支援事業の実施			●成年後見人が必要な人の把握と、その人の親族等に制度の案内をする。
●近隣市と連携した多摩南部成年後見センターの共同運営			●多摩南部成年後見センターの専門性を活用できるよう、親族後見人等に対する講習会等について検討する。
●多摩南部成年後見センターの専門性を活用した社会貢献型後見人の養成及び権利擁護に関する職員研修の実施			
●介護保険苦情相談員の配置	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充		
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）			

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
施策の方向性：（１）ニーズに応じたサービスの提供			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●狛江市自立支援協議会事業者連絡会部会の開催	継続	継続	
●狛江市障害福祉サービス事業者連絡会及び各部会の開催			
●介護保険サービス事業者連絡会の開催（新しい総合事業の実施のための事業者意見交換会を含む。）			●生活支援体制整備事業等で地域活動を行う団体における課題を行政施策へ結びつける道筋を探る。 ●地域ケア会議や生活支援体制整備協議会等で把握されたニーズ（地域課題）に対し、生活支援コーディネーターを中心として、地域資源とのマッチング、新たな地域資源の創設、担い手の確保等に取組み、多様化するニーズへの対応を図る。
●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究	●生活支援体制整備事業開始		
●サービス提供基盤の育成に関する取組み（介護予防事業における指導員育成、新しい総合事業の住民主体によるサービスの運営団体の育成、狛江市社会福祉協議会や狛江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービス） ※平成28年3月31日時点 笑顔サービス会員数108名 シルバー人材センター登録会員数511人 ファミリーサポート会員288人	●サービス提供基盤の育成に関する取組み（新しい総合事業の住民主体によるサービスの運営団体の支援、育成）		●ボランティアに参加しやすい条件を探るため、有償ボランティアについて、調査・研究を行う。
-	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（5回）	
●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（狛江市社会福祉協議会）	継続	継続	
●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター）			

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
施策の方向性：（２）支援が必要な人への対応			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●生活困窮者への自立相談支援事業（平成26年度モデル事業実施、平成27年度～本格実施） ●生活保護受給者を対象に市の就労支援相談員による支援とハローワークと連携した自立支援 ●母子・父子自立支援員による面接相談 ●母子家庭等就業・自立支援事業の実施 ●狛江市国際交流協会による日本文化体験イベントや日本語スピーチ大会等の開催 ●外国人おもてなし語学ボランティア講座の実施	●生活困窮者自立相談支援事業として新たに子どもの学習支援事業を実施	継続	●生活困窮者自立支援事業として新たに実施を予定している訪問型の子どもの学習支援事業により、きめ細かい支援を実施していく必要がある。
	継続		●母子・父子自立支援員による面接相談及び母子家庭等就業・自立支援事業を引き続き実施していく。
-	●若者支援対策の具体的方策の検討		●外国人市民のニーズの把握に努めるとともに、狛江市国際交流協会等を通じて情報の周知を図り、事業を実施する。

2 自立支援のための福祉サービスの充実			
施策の方向性：（３）サービスの質の確保			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●介護保険事業所への指導検査の実施（平成27年度は居宅介護支援事業所1箇所、通所介護事業所1箇所、地域密着型施設として、認知症対応型共同生活介護事業所1箇所の計3事業所に対して指導を実施） ●サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施 ●ホームページを活用し、サービス事業者の第三者評価結果の公開	●介護保険事業所への指導検査の実施（4箇所）	継続	●平成29年度から施行される社会福祉充実計画の適正な実行を各法人に促す。
	継続		●第三者評価受審にあたっての事業運営上のメリットを事業者へ周知していくとともに、受審に対するインセンティブについて調査・研究する。
●ケアプランの点検	●ケアプラン点検（＊8）実施に向けた研修の開催	●ケアプラン点検の本格実施	

＊8 ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追及し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものをいう。

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
施策の方向性：（１）交流活動の活性化			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●常設プレーパークの運用開始	●プレーパークの遊びを通じて多世代間の交流の場となるよう運用充実をはかり、地域連絡会の話し合いにより、利用形態や時間などの拡大を図っていく。	継続	●老人クラブ等の高齢者団体、保育園・幼稚園、ボランティア団体が定期的に交流を図れる場づくりを進める。 ●平成28年度開設の市民活動支援センターによる多世代間交流の仕組みづくりを進める。
●子ども議会の実施 ●市民活動・生活情報誌「わっこ」に育児休業の記事を掲載 ●ワークライフバランスの啓発イベントの開催	-	●子ども議会の実施	●若い世代が興味を持つ啓発事業を実施するとともに、地域とのつながりの重要性の普及啓発に取り組む。
●粕江市社会福祉協議会のボランティア会員によるひとり暮らし高齢者等の話し相手等の活動	継続		●子育てポータルサイトでワークライフバランスの情報を発信していく。
●小地域活動の実施（平成28年3月31日現在8団体）（粕江市社会福祉協議会。再掲）			
●地区活動の実施（平成28年3月31日現在5地区）（シルバー人材センター。再掲）			
-	●青少年会議の実施		

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
施策の方向性：（２）地域福祉活動の推進			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信 ●民生委員・児童委員への研修実施	継続		●地域福祉活動の担い手増に向けて、市民活動支援センター「こまえくぼ1234」、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会と連携した取組みを進める。 ●平成28年度に開設された市民活動支援センターにおいて、マッチング機能を促進させる。
●粕江消防署、調布警察署、社会福祉法人3法人（社会福祉協議会、粕江福祉会、正吉福祉会）、民生委員・児童委員協議会、駒井町会との粕江市地域見守り活動支援に係る対象者名簿の提供に関する協定締結（再掲）	●地域組織・福祉関係者との協定締結（猪方、岩戸町会及び粕江ハイタウン管理組合、光友会及び足立邦栄会並びに粕江正吉苑及びこまえ苑以外の介護サービス事業所、消防団等）		●平成28年度から開始する生活支援体制整備事業において、地域資源とニーズの把握、マッチングを行う。
●東京都住宅供給公社との安否確認にかかる緊急時対応についての連携協力協定締結（再掲）	●協定に基づく連携協力	継続	
●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）粕江郵便局と粕江市ながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	●協定に基づきながら見守り活動		
●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結（平成26年8月4日時点で11団体。再掲）	●高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定締結の拡充		
●生活支援体制整備事業の体制づくりのための調査・研究（再掲）	●生活支援体制整備事業開始		
●小地域活動・笑顔サービス（粕江市社会福祉協議会）の実施（再掲）	継続		

3 市民主体による福祉コミュニティづくり			
施策の方向性：（３）ボランティア・市民活動の推進			
平成27年度末までの取組み	平成28年度の取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●「広報こまえ」やホームページによるボランティア会員募集や各種イベント、サロン活動の情報発信（再掲）	継続	継続	●ボランティア参加者増に向けて、市民活動支援センター「こまえくぼ1234」、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会と連携した取組みを進める。
●平成28年度市民活動支援センターの開設に向けた準備	●市民活動支援センター開設	-	
●粕江市社会福祉協議会や粕江市シルバー人材センターのボランティア会員による生活支援サービスの実施	継続		
●新しい総合事業の訪問型サービスAの担い手養成（認定ヘルパー研修）調整（粕江市社会福祉協議会）		継続	
●粕江市社会福祉協議会のボランティアセンターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習	●市民活動支援センターによるボランティア参加へのコーディネート、体験学習		
-	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（3回）	●新しい総合事業 認定ヘルパー研修実施（5回）	

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
施策の方向性：（１）福祉意識の醸成			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画に必要な取組み
●粕江市まちづくり条例と連携した粕江市福祉基本条例の周知	継続	継続	●障がい者スポーツ教室等を実施する。 ●障がい者スポーツについての広報・啓発活動を実施する。
●障がい者スポーツ教室の実施			
●障がい者週間に合わせた講演会、イベント、パネル展示の実施			
●人権教育の充実を根底に、全小・中学校でhyper-QU（QUESTIONNAIRE UTILITIES）（＊9）を実施			
●粕江第一中学校から人権教育のモデルとなる教育活動を全市に発信			
-	●小中学校の全教職員対象にインクルーシブ教育システム（＊10）研修を実施		
-	●オリンピック・パラリンピック教育重点校として指定された緑野小学校及び指定校として指定された全小学校（緑野小学校を除く。）で障害者理解の促進事業を実施	●オリンピック・パラリンピック教育重点校として指定された緑野小学校及び指定校として指定された全小学校（緑野小学校を除く。）で障害者理解の促進事業の継続	
-	-	●小中学校での福祉にかかわる体験的活動の実施	
●都特別支援教育第3次計画モデル地区の成果を生かし、平成28年度実施に向けた準備等	●中学校における特別支援教室の設置促進モデル事業の実施	継続	●東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画により小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する構想を実現する。
●粕江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業の実施	継続		●粕江市人権擁護委員会を中心とした小中学生への人権事業など、幅広い世代が人権について考えるきっかけづくりを実施する。
●ボランティアのたねプログラム実施（全2回、延べ児童数147人。粕江市社会福祉協議会実施）			
●体験ボランティア事業の実施（参加者数99人。粕江市社会福祉協議会実施）			

＊9 『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のことをいう。「Q-U」には、「Q-U」と「hyper-QU」の2種類があり、「Q-U」は、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」「いこちのよいクラスにするためのアンケート」という2つの心理テストから構成されており、「hyper-QU」は、これら2つのアンケートに「ふだん（日常）の行動をふり返るアンケート」が加わった3つの心理テストから構成されている。

＊10 平成28年度のテーマは人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
施策の方向性：（２）ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画に必要な取組み
●泊江市福祉基本条例に基づく市内建築物に対する「福祉環境整備基準」の指導 ●「広報こまえ」やホームページを活用した「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）（＊11）」取得施設の周知 ●児童、生徒及び高齢者向けスクアードストリート（＊12）の開催 ●カーブミラー等の交通安全施設設置による安全確保 ●道路修繕計画に基づく計画的な道路整備の実施 ●道路上へ継続的なベンチ設置による外出支援 ●「こまバス」の継続的な運行補助による移動支援 ●駅周辺の放置自転車対策の推進による歩行空間確保 ●ソフト面からのバリアフリー化の推進（ココシルこまえの開発提供） ●「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施	継続	継続	●市公式ホームページ、広報こまえ等により「福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）」及び「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」を周知し、取得件数、申請者数を増やす。 ●歩車道段差の改良や視覚障がい者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化を進める。 ●横断歩道に接する箇所を切り下げ、車道との段差を解消する歩道の改良（ユニバーサルデザインブロック（＊13）等の採用）を進める。 ●福祉施設や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に視覚障がい者用信号機（＊14）、ゆとりシグナル（＊15）等の整備及び見やすい標識等の設置や改良を警察署に要請する。 ●引き続き、「こまバス」の利便性を向上させるための取組について検討する。 ●地元商店街等関係機関・団体の協力を得て、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開するなど、自転車利用のルールの確立及び交通マナーの向上のための啓発を行う。 ●自転車指導員を配置するなど、声かけや注意喚起をする。 ●広報等により駐輪場を紹介するほか、駅前等の放置禁止区域については放置自転車等の撤去を推進することで周知を図る。 ●関係者等による自転車駐輪場の整備促進を図る。
-	●障害者差別解消法による「合理的配慮」への取組み		

＊11 泊江市福祉基本条例では、不特定多数の方が利用する施設を、誰もがスムーズに利用することができるように、「福祉環境整備基準」を設け、適合義務を課しており（適合義務は、施設の用途、規模等によって遵守義務、努力義務に分かれている。）、その中でも、より進んだ整備基準の全てを満たしている施設に交付しているマークをいう。

＊12 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法をいう。

＊13 歩道と車道の段差を部分的に無くすことにより、車椅子やベビーカーなどを利用する方がスムーズな通行ができるようにデザインしたブロックで、主に横断歩道と連動して設置される。また、着色により目の不自由な方にも歩車道を判別する手がかりを付与したものもある。

＊14 信号機に音響装置を付加し、専用ボタンにより歩行者用青信号の表示の開始と継続を知らせる音声、又はメロディーを発する信号機をいう。

＊15 信号の色が変わる目安として、赤又は青になっている間の経過時間表示機能が付いた歩行者用信号機をいう。

4 誰もが暮らしやすいまちづくり			
施策の方向性：（３）防災・防犯体制の充実			
平成27年度末までの取組み	平成28年度取組み	平成29年度末までの取組み（予定）	次期計画で必要な取組み
●「防災ガイド」及び「狛江防災」の発行、防災カレッジの実施 ●避難行動要支援者登録者数3,728人（参考：平成28年2月1日現在避難行動要支援者全体数9,817人）	●「防災ガイド」「狛江防災」配布 ●避難行動要支援者登録者数の拡大	●「防災ガイド」「狛江防災」増刷	
-	●避難行動要支援者名簿の更新 新たな対象者へ勧奨通知の発送及び現在名簿登録している方に対し確認作業を実施し登録情報の更新を行う。	-	●避難行動要支援者名簿登録対象者への登録勧奨を定期的に行う。（再掲） ●避難行動要支援者名簿登録者の情報更新について、効果的な情報更新の手法を調査・研究する。（再掲）
●市内幼稚園三園・こまえ苑との福祉避難所協定締結（再掲）	●福祉避難所協定締結先の拡充（こまえ正吉苑）	●福祉避難所協定締結先の拡充	●引き続き、自治会・町会に対して協定締結の意義について周知を行い、すべての自治会・町会と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。 ●協定を締結していない福祉サービスを提供している市内社会福祉法人事業者と協定を締結し、避難行動要支援者名簿を提供する。
●総合防災訓練における福祉避難所の試験的実施（平成27年度初実施。再掲）	継続	継続	●福祉避難所運営に関するガイドラインを策定し、ガイドラインに従った訓練を実施する。 ●訓練での課題をガイドラインに反映させる。 ●ガイドラインに従った各福祉避難所の運営に関するマニュアルを作成する。
●青色パトロールの実施			
●東京都信用金庫協会、日本郵便（株）狛江郵便局と狛江市ながら見守り活動に関する協定の締結（再掲）	●ながら見守り活動の協定締結先の拡充（市内新聞販売店等）	●ながら見守り活動の協定締結先の拡充（商工会、商店街）	
●特殊詐欺等被害防止対策についての高齢者宅戸別訪問実施 ●地域防災訓練への参加	継続	継続	
-	●自主防災組織（狛江市防災会）への災害時の役割（安否確認、同行避難等）に関する意識付け	●自主防災組織（狛江市防災会）との協定締結 ※平時・災害時の見守り協定	

第3章 今後の取組み

第3章 今後の取組み

1 評価結果のまとめ

(1) 進捗結果

平成 27 年度実績についての評価結果をまとめると、下表のようになりました。

【進捗結果 全施策】

評価基準	評価内容	施策の方向性の数	
A	進捗している	7	47%
B	現状維持	8	53%
C	あまり進捗していない	0	0%
D	まったく進捗していない	0	0%
計		15	100%

【重点施策 進捗結果】

施策の体系・施策の方向性		評価
	(1) 災害時要援護者支援体制の整備	A
	(2) 情報提供・相談体制の充実	B
	(3) 住まいの確保に向けた取り組みの推進	B

【施策の体系・施策の方向性別 進捗結果】

施策の体系・施策の方向性		評価
施策の体系 1：サービス利用者の立場の尊重		
	(1) 情報提供の充実	B
	(2) 相談体制の充実	B
	(3) 苦情解決、権利擁護の推進	B
施策の体系 2：自立支援のための福祉サービスの充実		
	(1) ニーズに応じたサービスの提供	B
	(2) 支援が必要な人への対応	A
	(3) サービスの質の確保	B
施策の体系 3：市民主体による福祉コミュニティづくり		
	(1) 交流活動の活発化	A
	(2) 地域福祉活動の推進	A
	(3) ボランティア・市民活動の推進	A
施策の体系 4：誰もが暮らしやすいまちづくり		
	(1) 福祉意識の醸成	B

	(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	A
	(3) 防災・防犯体制の充実	A

(2) 課題

全施策の進捗結果からは、47%が「進捗している」、53%「現状維持」で、0%が「あまり進捗していない」又は「まったく進捗していない」という結果になりました。

重点施策については災害時要援護者支援体制の整備は、進捗していますが、それ以外は現状維持にとどまっています。残りの計画期間で確実に施策を推進していく必要があります。

施策の体系・施策の方向性別 進捗結果を見ると、「施策の体系1：サービス利用者の立場の尊重」及び「施策の体系2：自立支援のための福祉サービスの充実」については「現状維持」が多く、「施策の体系3：市民主体による福祉コミュニティづくり」及び「施策の体系4：誰もが暮らしやすいまちづくり」については概ね進捗しています。

2 取組みの推進に向けて

本計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間であり、平成24年度から平成26年度までは、進捗に関する評価を行っておりませんでした。

平成27年度から本計画の下位計画である高齢者保健福祉計画及び第4期障害者計画の進捗管理を行うことに合わせて、進捗に関する評価を行いました。

本計画を平成29年度までに延伸することに伴い、進捗が進んでいないものについては課題を明らかにしたうえで、残りの計画期間で確実に施策を推進していく必要があります。

次年度以降は、本報告書に対する粕江市市民福祉推進委員会からの意見を踏まえ、各所管課で課題を共有するとともに、関係各課の連携が必要なものについては、次期計画策定のために課題を共有する粕江市福祉総合計画改定庁内検討委員会にて連携を推進していくこととします。また、進捗評価の手法についても、粕江市市民福祉推進委員会からの意見を踏まえ、調査研究をし、次期計画における進捗評価に反映させます。

刊行物番号H28-51

第3次あいとぴあレインボープラン
(狛江市地域福祉計画)
進捗管理
平成27年度報告書

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部地域福祉課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

